

道路・河川維持作業に参加される皆様へ

作業に伴う事故が多発しています!!

【過去に発生した事故例】

- 事例1 草刈作業中または草や土砂の集積中、水路に転落し負傷した。
- 事例2 草刈機で小石が飛び、走行中・駐車中の自動車のガラスを破損させた。
- 事例3 作業中や作業後に、熱中症・脱水症・低体温症などを発症した。
- 事例4 蜂やマダニに刺された。等々

【事故防止の対策例】

作業者に対する対策例



飛び石対策例



飛び石ガード

貸出を始めました!



【草刈機を使用するときはー】

作業に適した服装で「防護めがね」「手袋」などを付けましょう。

予め、自動車等は移動させておきましょう。

作業前に危険物や障害物を取り除き、足場を十分に確認しておきましょう。

ベニヤ板やネットなどの飛び石防止設備を使用しましょう。

※「飛び石ガード」の貸出を始めましたので、ご利用ください。(2台)

長時間連続の作業を控え、休息、水分補給をしっかりと行いましょう

悪天候の場合は、作業を中止または延期しましょう。

問い合わせ先

道路・河川維持作業報償金制度に関すること

道路・河川維持作業報償金の交付申請をされた団体の見舞金制度に関すること

西条町・八本松町・志和町・高屋町・・・	082-420-0949	(建設部 維持課)
黒瀬町・・・	0823-82-0214	(黒瀬支所 産業建設課)
福富町・・・	082-435-2302	(福富支所 地域振興課)
豊栄町・・・	082-432-4160	(豊栄支所 地域振興課)
河内町・・・	082-437-2901	(河内支所 産業建設課)
安芸津町・・・	0846-45-1623	(安芸津支所 産業建設課)